

幼稚園と保育所をどう考えるか

(要旨)

司会 東京都立大学 山下 俊郎

- 一、教育行政の立場から 文部省初等教育課長 大島 文義
- 二、教育者の立場から 愛知県挙母市西小学校 筑紫 孝一
- 三、厚生行政の立場から 厚生省 保育課 副島 ハマ
- 四、厚生事業の立場から 日本社会事業短期大学 小宮山 主計
- 五、保育学の立場から 立教大学 森脇 要

一 教育行政の立場から

文部省初等教育課長

大島 文義

学校教育法の施行によりまして文部省の立場が非常にちがつてまいりました。従来文部省にありました、権限、管理、命令等が教育委員会や都道府県知事に移管されております。或る特殊な権限につきましては

当分の間あることになつておりますが、これも将来は地方にうつされ、文部省はまつたく権限のないものになつてしまひます。これも地方の自治性にまつという精神からであります。

幼稚園の監督は公立にあつては教育委員会、私立では都道府県知事であつて、幼稚園の直接運営については園長を始めと先生方自ら行つていたゞくことになつております。我々文部省の仕事はこれらの全国的な立場からの助力にあります。

昭和二十二年、六三制が施行され三六三三四の学校体系が確立せられ幼稚園の教育はこれらの学校体系の最初の過程であり、学校教育の根幹なのであります。

幼稚園の理想はどこに到達すべきか幼稚園への入園は三才から学令までであり、その中で三才になれば幼稚園に入園し、集団生活を経験させよよい環境を与えて指導して行く、そして地域社会の文化の中心となり、ひいては日本文化を進ませなければならぬ。

しかしながら現状に於いては理想に遠いのであります、昭和二十七年の小学校入学

者は一五五万(例年より少い)であります。が、現在幼稚園に保育されている五才児は一六万であり、その比率から見ても幼稚園教育を受けるべき年令に達してゐながらその機会のない幼児が数多く居ることです。

幼稚園発展のためには世の中の人に幼児教育の必要性を認識させるべき啓蒙運動が必要である。小学校は明治学制以来世の中の強い伝統の中にあるが幼児教育は世の中の認識がそこまで行つていない。これが幼稚園教育の普及しない第一問題である。次が財政の問題であるが、補助金には施設補助と給与補助とであるが、現在のところ平衝交附金の一部として国庫から地方に支出されているが、教育以外に多く費はれてゐるのが現状である。これをいわゆる「ひもつき」として支出したいのであるが、地方の自治性を破壊することになるので何ともいたし方がない。現在国会に提出されてゐる義務教育費国庫負担法が難航をきわめてゐるのもこのよう次第からであります。

現在の対策としては、地域によつては小学校に空いてゐる部屋があるから、これを

少しでも多く幼稚園に廻してゐたい。この場合本来ならば三才から五才までの幼児が入園すべきでありますけれども、一人でも多くの幼児に入園の機会を与える為にまず五才児を入園させていたゞきたい。その外出出来るだけ多くの幼稚園を増設したいと考へております。このために補助金の計画や実態調査などを行なつております。

次に幼稚園の普及を計りたいと思ひます。数が増しても質を上げなければなりません。このために現在の幼稚園を質的に向上させて行きたいと考へ幼稚園の基準案を作成中。将来法律にして行きたいと思ひます。その基本は①一組の幼児をできるだけ少くする、②校舎運動場の面積を多くする、③よい先生を多くする等であります。しかし質を高めるために高い基準をつくらなければなりませんし、これが為に幼稚園の普及を妨げるようなものにはしたくないと思ひます。

幼稚園教育課程の問題につきましては、保育要領を組織化した教育要領のようなものを作りたいと思ひます。又幼児指導要録保健実施計画等を考えますとき小学校との

関連を常に考えなければならぬと思いません。

幼稚園施設の問題につきましては、本年幼稚園の建築モデルスクールをつくり、助成金等を出して一般に認識させていきたい

二 教育者の立場から

幼稚園は幼児に対する教育の機関であり（学校教育法）保育所は保育に欠ける幼児の愛護を目的として設けられる施設である

（児童福祉法）

幼稚園と保育所は色々な面に対立し、多かれ少なかれ闘争の様を呈してある所が多い。このような問題をはらむ根本的なものとして、

一、幼稚園保育所の両機関の管轄が文部省と厚生省に分かれてゐること。しかもそれぞれ保育の使命を異にしているのに、実際は保育所が使命の遂行という点から考えると今少し考えなければ

と思ひます。教員養成の問題につきましては学校教育に於ける教員養成と現職教育に於ける教員養成とを計画的に拡充して行きたいと思ひます。

挙母市立西小学校

筑 紫 孝 一

ならない。

二、幼稚園保育所の双方が幼児年令からいい又収容してゐる幼児が先づ本質的に異ならない条件を持つ幼児である。

三、保育所は児童福祉法の保護の下に、国都道府県市町村から財政的援助があるのに対して幼稚園は一部を除く外殆どない。

○同じような年令児と保育施設の二様
幼児は大休同じ様な発達段階をもち「一個の人間」として生長する為同じような要求を持った子供であり六才になると、どの子も一樣に小学校に入学して教育を受けな

ければならない。その同じ年令の幼児が別々の系統に属し而も保育の目的の異なる二様の機関で保育を受けるといふことはそれ自体問題である。小学校側からいつても二様の保育機関から受け入れる為父兄や子供の間で保育歴意識による葛藤が行われ子供の訓育面で思わしくない影響を及ぼしている。

○カリキュラム

幼稚園保育所のカリキュラムを見ますと大体同じ線に沿っている様です。そして保育所の殆どが幼稚園の線に準じている。これは子供自身の事を考えても受け入れ側である我々から考えても誠に喜ばしいことである。

私の調査の範圍、風聞によりますと保育所の保育計画と実践に於て幼稚園に比較して低調である。併しこれは保育時間が長い為研究或は準備等の時間的余裕が少ないこと、現在迄の保母の質の問題等にも大きな原因があるとも考えられる。以上の事柄を考えると、幼稚園保育所の保育内容の統一の問題、保育要領の一律化の問題、保育時間の問題、職員の数の問題、資産の問題

等が生じてくる。

○幼稚園の轉向に対する批判

幼稚園が財政困難に陥り保育所に転向したり転向しようとしていたりしている様子を見る時気の毒だと思ふと共に私は或る淋しさを感じる。その淋しさというのはその幼稚園の管理者なり或は保育実践家の良識と意志の問題である。その転向した或は転向しようと考えている設立者管理者保育従業者は恐らく幼児教育の重要性に鑑みまして適確な教育観と固い信念を持ち有識者である事を信ずる。これは財政的な行きづまりから来ていると思うがそこで私は転向せずとも何故子供達の為にその地区の為にあらゆる手段を講じ戦いとする事が出来ぬであらうかと云う様な事を感じとして持ちます。こゝに關係者の教育観、教育的信念団結力等の問題も考えられると思はれる。

○本質的に異なる条件を持つ幼児の收容

私共は眼を自分の近くの保育所に傾けてみると措置される等の幼児が保育所へも行かず家庭或はその近隣で無為に日を過している状態と矛盾してその地区の保育所に措

置児の少いことをまのあたり見たり、或は保育所が有産階級の子弟の収容にあくせくしている状態を聞いたり見たりする場合、そこに何か割切れないものを感じます。この様な状態を言葉を変えて言うならば「保育所が幼稚園している」と云うことができると思ひます。

○措置児の幼稚園保育の可能

挙母市トヨタ幼稚園の実態から、所謂措置児の幼稚園保育も、保護者と先生、地域社会の協力にまてば果し得ると考える。

○一元化の結論

現実の幼稚園保育所に於ては教育者の立場より小学校との関連ということ、児童心理学で明確にされた入学以前の幼児教育

三、厚生行政の立場から

厚生省保育課

○保育所は児童福祉施設の一つである

児童に対する正しい觀念を確立し、児童を幸福にする為にはどうしたらよいかを考えて作られた。

の必要に鑑みて両者は等しく幼児に対して「教育」という線に統一し幼稚園と保育所の一元化が必要である。

○一元化不能の場合の提案

一元化が不可能ならば入学前一年を幼稚園にそれ以下を保育所に入れるようにする

○先生の養成機関の統一

幼稚園保育所の養成機関を一本にし教育課程を同一にし資格を同様に与えるようにする。

○結び

我々はカリキュラム研究、然もこれが小学校との連関を持つカリキュラムの研究が必要であると思ひます。

副 島 ハ マ

○保育所における対象

乳児、幼児、児童、保護者が勤勞疾病の為、保育に欠ける乳幼児を保育する事を目的とする。

児童Ⅱ学校に上り保育に欠ける子供

小学校二年生位

○保育所の任務

- 1、保護者の勤務時間中保育する。
- 2、保護者に変つて児童を保育する。
- 3、家庭環境の指導。
- 4、地域的な活動をする。

○保育内容

乳児 睡眠 生理 日光浴 幼児体操
幼児 健康、個別検査、自由遊び、音楽、リズム、集団遊戲

児童 予習、復習の環境、家庭環境の整備、

四、厚生事業の立場から

吾々が最初に考えねばならぬ事は保育所に於ける対象児の問題である。疾病保護不徹底等の事情により保育に欠けた児童亦貧困な家庭の児童の為にこそ保育所は速やかに其の機能を發揮すべきである。我々は現在の段階から一つの理想をおいて保育所の

○保育所の基準

坪数
職員数

○保母

児童福祉施設（助産施設をのぞく）

○保母の資格

厚生大臣の認める学校、養成所卒業。
保母試験を受ける。

（昭和二十五年で打ちきつたが）児童福祉施設に五年以上功勞のあつた人。

学校（保母養成）全国 二五～二六校
保育園 四、五〇〇ヶ所

社会事業短期大学

小宮山 主 計

位置を高めたい。限られた金額中で最大限の機能を發揮せねばならぬ、現在の保育所の根底は経済的原因が大きく左右している児童福祉の一面から見ると経済的のみでなく疾病等の事情により保育に欠けた子供でも家庭が裕福であればそれに代る何物か、

ある。

幼稚園は一般性を有し保育園は特殊性を有する。保育所の保育日時間が長い。児童の親代りとなつて子供を守らねばならぬ、八時間、九時間と長時間に亘り児童を如何に守るか。我々は保育所に於ても教育の必要性を考える。保育所の教育は生活指導と保健である。保育所の保育は子供自身に對するのみならず別の機構即ち保護者を如何に扱ふべきかと云う事である。それと同時に外部から児童に及ぶ力に對して保護者はどの様な態度をとるべきかと云う様な謂ゆるケースワーク的な問題が生じて来る。

我々はそれ等の全ての方に對して常に防禦すべき態度をとるの必要がある。此の様な立場で我々は児童を保育に、こうした姿で本来のあるべき保育の道を歩んで行くのである。

五、保育学の立場から

立教大学

森脇 要

幼稚園、保育所の問題は新しい問題ではなく、両園の一元化の叫びは早くから行われているが、幼稚園、保育所はお互に違った歩み方をしている。最近では幼稚園の集りと保育所の集りと分れているようである。

今迄の先生方は幼稚園と保育所の相違点を挙げられたので私は類似点を述べて見たいと思う。幼稚園は幼児教育で保育所は保育に欠けた者の保育である。保育という言葉の意味は歴史的に考える

と幼児教育を表す言葉である。保育が教育というものと違っているならば、保育とは如何なることか具体的に証明されねばこの問題は明らかにならない。教育の面より、幼稚園、保育所の本質的な大きな相違は認められない。

たゞ保育所は長い保育時間のため保健的面が多くなる。その点保育の方法は変わってくる。幼稚園、保育所とも子供を円満に育てるに於て何ら変わりなく、保母のとるべき態度に相異はあるべきでない。

保母養成の問題が分れて来た、め益々対立しているが幼稚園保育所の保母をそれ／＼に養成せねばならぬ原因を摺むのに悩む。

又幼児のため、保育者のために、両施設の無駄な費用をはぶいて一つにしたらどうであろうか。もう少し謙虚な気持で現実のあり方を冷静に見る必要がある。免許状の一体が叫ばれているが、幼稚園と保育所の職員はそれ／＼にプラスされねばならぬことは当然である。現在の傾向は両者の差異をますます助長させるようであり非常に遺憾である。二施設のあり方、使命は充分あるが、両者の在り方を再検討し今のような分離の方向をやめて、一致の方向に向けるのが日本の現状からいつて幼児教育のプラスになると考える。

記 録

日本保育學會記事